

3 今後の取組

- 高年齢者雇用確保措置の未実施企業に対する強力な指導を行うことにより、引き続き、高年齢者雇用確保措置の定着を図る。
- 年金支給開始年齢の引上げも踏まえ、希望者全員が65歳まで働く企業のさらなる普及を図るとともに、65歳までの雇用の確保を基盤としつつ、何らかの形で65歳を超えて70歳まで働く企業の増加を図る。

(注1) 法第52条第1項に基づく高年齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業1,717社について、集計(うち中小企業(31人~50人規模は596社、51~300人規模は976社)、大企業(301人以上規模)は145社)。なお、当該報告は昨年度まで51人以上規模の企業を集計対象としていたが、今年度から31人以上規模の企業とした。

(注2) 事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保のため、定年の定めの廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置(「高年齢者雇用確保措置」)を講じなければならない(法第9条第1項)。なお、定年の引上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年4月までに段階的に引き上げられる(現在は63歳)。

(注3) 中小企業とは常時雇用する労働者が31人~300人規模の企業。

(注4) 大企業とは常時雇用する労働者が301人以上規模の企業。

(注5) 65歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業、希望者全員を対象とした65歳以上までの継続雇用制度を導入している企業

(注6) 70歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業又は70歳以上までの継続雇用制度(希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度)を導入している企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業。なお、昨年度(平成20年6月1日現在)までの本報告の集計においては、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業の数値は含まれていない。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

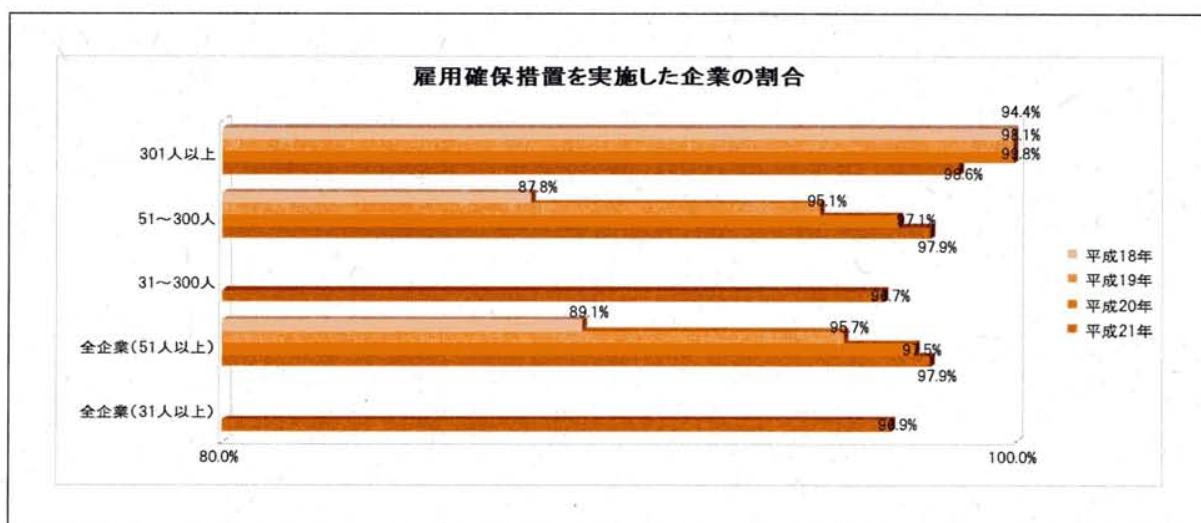
高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は 96.9%（1,663 社）（51 人以上規模の企業で 97.9%（1,097 社）、前年比 0.4 ポイントの増加）となっている。

一方、雇用確保措置を未実施である企業の割合は 3.1%（54 社）（51 人以上規模の企業で 2.1%（24 社）、前年比 0.4 ポイントの減少）となっている。

このように、企業における雇用確保措置は着実に進展している（別紙表 1）。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では 98.6%（143 社）（前年比 1.4 ポイントの減少）、中小企業では 96.7%（1,520 社）（51 人以上規模の企業で 97.7%（954 社）、前年比 0.6 ポイントの増加）となっており、大企業のほとんどが雇用確保措置を実施し、また、中小企業の実施状況も着実に進展している（別紙表 1）。



(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である 63 歳又は 64 歳を上限年齢とした企業は 10.8%（179 社）（51 人以上規模の企業で 11.7%（128 社）となる一方、法の義務化スケジュールより前倒しして 65 歳以上を上限年齢とした企業（定年の定めのない企業を含む。）は 89.2%（1,484 社）（51 人以上規模の企業で 88.3%（969 社）、前年比 3.8 ポイントの増加）となっている（別紙表 3－1）。

雇用確保措置の上限年齢



(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年の定めの廃止」の措置を講じた企業は4.1%（68社）（51人以上規模の企業で1.9%（21社））、「定年の引上げ」の措置を講じた企業は17.3%（287社）（51人以上規模の企業で16.0%（175社））、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は78.7%（1,308社）（51人以上規模の企業で82.1%（901社））となっている（別紙表3－2）。

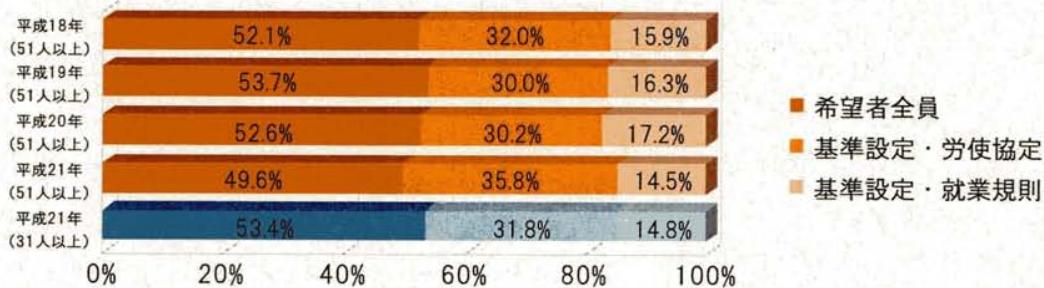
雇用確保措置の内訳



(5) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度を導入した企業（1,308社）のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は53.4%（699社）（51人以上規模の企業で49.6%（447社））、対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は31.8%（416社）（51人以上規模の企業で35.8%（323社））、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は14.8%（193社）（51人以上規模の企業で14.5%（131社））となっている（別紙表3－3）。

継続雇用制度の内訳



2 希望者全員が65歳以上まで働く企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働く企業の割合

希望者全員が65歳以上まで働く企業の割合は55.2%（948社）（51人以上規模の企業で51.6%（578社）、前年比0.6ポイントの増加）となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では57.6%（906社）（51～300人規模の企業で54.9%（536社）、前年比0.6ポイント増加）、大企業では29.0%（42社）（前年比1.5ポイント増加）となっている（別紙表4）。

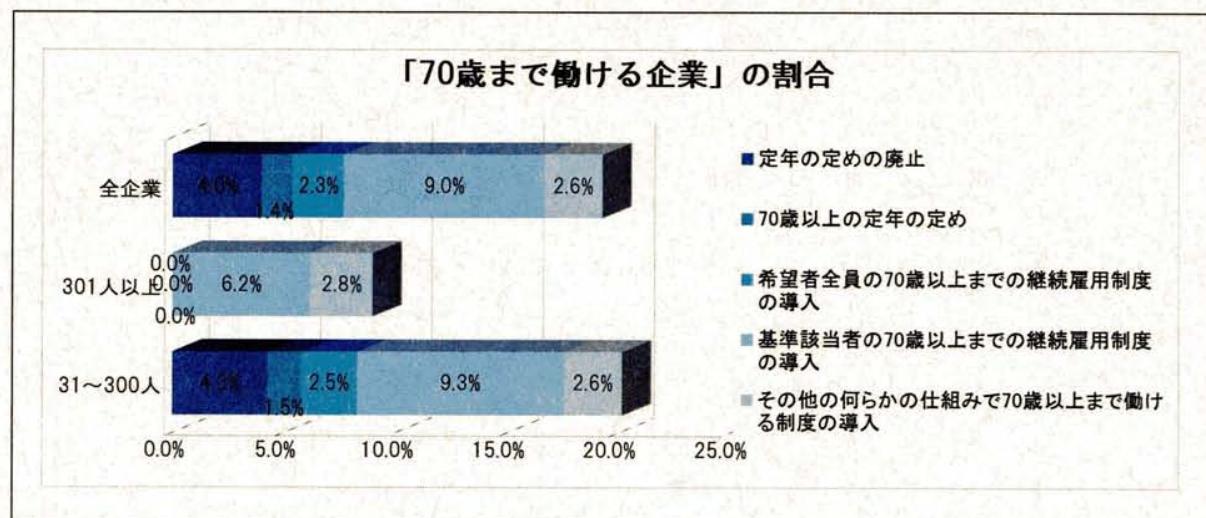
希望者全員が65歳以上まで働く企業の割合



(2) 「70歳まで働く企業」の割合

「70歳まで働く企業」の割合は19.3%（331社）（51人以上規模の企業で15.8%（177社）、前年比1.3ポイントの増加）となっている。

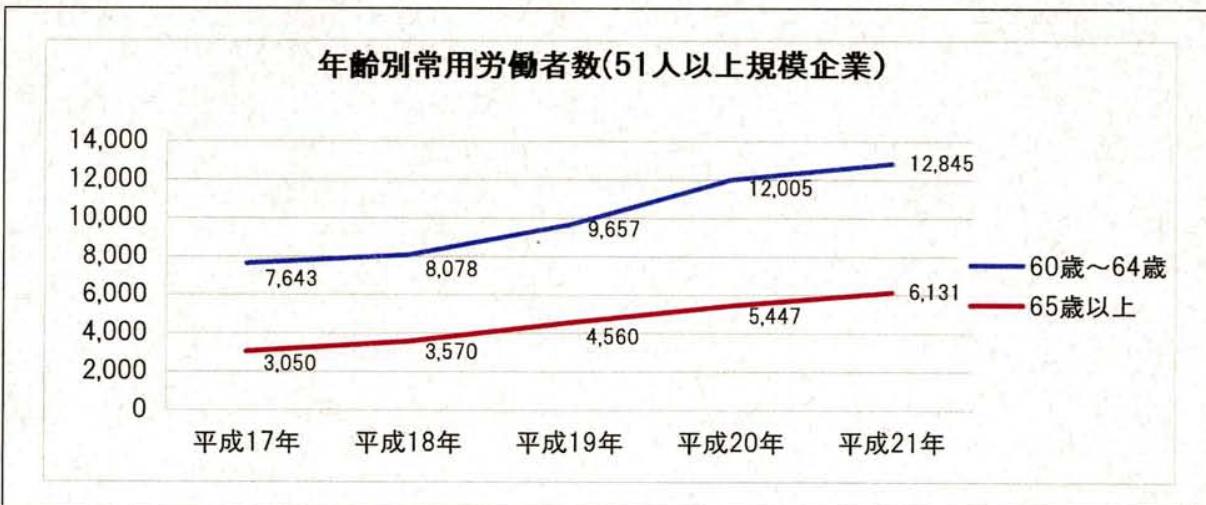
企業規模別に見ると、中小企業では20.2%（318社）（51～300人以上規模の企業で16.8%（164社）（前年比1.4ポイント増加）、大企業では9.0%（13社）（前年比0.5ポイント増加）となっている（別紙表5）（2頁（注6）参照）。



3 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

(1) 常用労働者数の推移

- 60歳～64歳の常用労働者数は12,845人（51人以上規模の企業で、雇用確保措置の義務化前（平成17年）に比較して、7,643人から5,202人の増加（68.1%の増加））
- 65歳以上の常用労働者数は6,131人（51人以上規模の企業で、雇用確保措置の義務化前（平成17年）に比較して、3,050人から3,081人の増加（101.0%の増加））と、大幅に増加している（別紙表6）。



(2) 定年到達予定者のうち継続雇用予定者の動向

定年到達予定者のうち継続雇用される予定の者の数（割合）は2,731人（69.7%）（51人以上規模の企業で2,301人（68.2%）と、雇用確保措置の義務化前（平成17年）に比較して大幅に増加（別紙表7）。

4 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

51人以上の規模の企業における雇用確保措置は着実に進展しているが、51人以

上の未実施企業が 24 社あり、新たに調査対象とした 31~50 人規模の企業についても未実施企業が 30 社あることから、引き続き、各都道府県労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 希望者全員が 65 歳まで働く企業の普及

平成 25 年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が 65 歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60 歳代前半の雇用確保を図るため、希望者全員が 65 歳まで働く制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行う。

(3) 「70 歳まで働く企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少、団塊世代の 65 歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわりなく働く社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65 歳までの雇用確保を基盤として「70 歳まで働く企業」の普及・啓発に取り組む。

改正高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務付け

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入（労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可）
- ③ 定年の定めの廃止

いづれかの措置
(高年齢者雇用確保措置)
の実施義務

定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は、
年金支給開始年齢の引上げに合わせて、
2013年度までに段階的に実施

